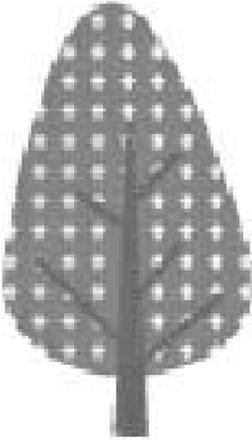


山火事は起らない！

春先のこの時期は空気が乾燥し、山火事が発生しやすい季節です。ちょっとした不注意で、大切な緑や森林財産が失われてしまいます。火の取扱いには細心の注意を払っていきましょう。



- ・火入れについて
- ・森林法に基づくと火入れは、6月30日まで許可されません。
- ・ゴミ焼きは、法律により実施できないことになっていきます。
- ・畑の野焼きは、法律に定められている農家でのアスパラの殻など農作物の残りを焼却すること以外は認められません。
- ・火入れの許可
- ・火入れや野焼きをする場合は、許可が必要で、実施日の2日前までに町長に届け出てください。
- （役場林政担当 ☎76-2151）
- また、火を扱う場所のそばに森林がある場合の届出に際しては、その森林所有者（国有林・道有林・個人など）の承認を得てください。



- ・入林の手続き
- ・山菜採りなどで森林に入る時のルールを守ってください。
- ・一般の森林 所有者に必ず断ってから入林しましょう。
- ・国有林 網走南部森林管理署で許可を受けてください。 ☎0152-62-2211
- ・道有林 5月31日まで一般の入林は出来ません。6月から入林を希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。 ☎0157-24-6276
- ・町有林 山菜採りなど、理由なく一般の入林は出来ません。
- 平成26年度山火事予防作品標語の部
- 網走南部森林管理署長賞
- 『パーベキュー 山にすみを捨てちゃだめ』
- 津別小学校2年生 中野崇之さん

借金・金融一般無料相談会

北海道財務局の相談専門員が「借金の悩み」を親身になってお聞きし、あなたに合った解決方法を提案します。ぜひお気軽にご利用ください。予約不要です。

日時 5月22日（金）
午前9時～12時

場所 北見地方合同庁舎
（北見市青葉町6番8号）

問い合わせ先 ☎011-807-5144

主催 北海道財務局
北海道財務局北見出張所

地域おこし協力隊ご紹介：竹内憲宏さん

4月から地域おこし協力隊として、さんさん館を中心に活動している竹内憲宏さん（50歳）。岐阜県生まれで、小樽商科大学短期大学部を卒業後、建材やエネルギー関連の営業職、ホテル勤務などの仕事に就いてきました。

5歳から小学4年生までを北見市で過ごしたこともあり、オホーツク地域の活性化に役立ちたい、この思いから、地域おこし協力隊に応募したそうです。



「仕事で全国各地を訪れた経験などを活かして、津別の魅力を発信したいと思います。よろしくお願いたします。」

地域おこし協力隊とは、総務省の事業で首都圏等から地域へ移住し、地域の生活支援や地域活動に協力し、将来は地域で就業または起業することで地域の活性化を目指すものです。

法務省入国管理局からのお知らせ

外国人登録証明書をお持ちの永住者の方へ

現在お持ちの外国人登録証明書は「次回確認（切替）期間」の記載にかかわらず、以下の日までに、在留カードに切り替える必要があります。

- 平成24年7月9日の時点で16歳以上であった方
平成27年7月8日まで
- 平成24年7月9日の時点で16歳未満であった方
- 平成27年7月8日までに16歳の誕生日が到来する方
16歳の誕生日まで
- 平成27年7月9日以降に16歳の誕生日が到来する方
平成27年7月8日まで

平成27年7月8日の直前の時期は、窓口が大変込み合うことが予想されます。外国人登録証明書から在留カードへの切替の申請は、今からでも行うことができます。

平成24年7月9日に16歳未満であった方で16歳の誕生日が切替の期限となる方は、16歳の誕生日の6か月前から16歳の誕生日までに「有効期間の更新申請」を行ってください

申請の場所は、最寄の地方入国管理局若しくは同支局又はこれらの出張所です（空港支局や空港（港）出張所を除きます）。

入国管理局ホームページ上のご案内
<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenoosirase.pdf>

問い合わせ先 役場 戸籍・年金担当
☎76-2151（内線 222、223）

外国人登録証明書をお持ちの特別永住者の方へ

外国人登録証明書から特別永住者証明書への早めの切替えをお願いします。

平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止され、特別永住者の方が所持している外国人登録証明書は、一定の期間、新しくできた特別永住者証明書とみなされますが、この特別永住者証明書とみなされる期間が満了する日（ ）までに、外国人登録証明書を特別永住者証明書に切り替える必要があります。

- 外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間（有効期間）は下記のとおりです。
- （1）平成24年7月9日の時点で16歳以上であった方
 - ①お持ちの外国人登録証明書の次回確認（切替え）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月6日までに到来する方
平成27年7月8日まで
 - ②お持ちの外国人登録証明書の次回確認（切替え）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月9日以降に到来する方
当該誕生日まで
 - （2）平成24年7月9日の時点で16歳未満であった方
16歳の誕生日まで

外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間が平成27年7月8日までとなっている方で、まだ手続きがお済でない方が多数おられるため、この直前の時期は申請者が集中して、窓口が大変込み合うことが予想されます。

申請の場所は、お住まいの市区町村の窓口です。



地域おこし協力隊隊員が津別町に来て学んだこと、感じたことをつづります。

18歳 感謝の気持ちで生きよう



竹内 憲宏
まずは町の人と接して、津別町を知る。そこからはじめたいと思います。

何年か前に会社の研修の一環として、寺で坐禅を組むことがあった時に話してもらったことですが、人間はとかく、自分一人の力で生きていくような錯覚にとらわれるが、様々な人のおかげで生きていることを忘れてはいけない。「おかげおかげの感謝で生きよ」と言われました。

今この町で暮らし始めて、改めて思うのですが、今回、津別町に来ることができ、右も左もわからないこの町で不安もなく生活がスタートできたのは、協力隊に採用していただき、愛知県に住んでいる時から様々なサポートしてくださった役場のみなさんのおかげであり、こちらに来てからも、スムーズに日々が過ごせるようにサポートしていただいています。

そして、仕事場の「さんさん館」では、職場の方々のおかげで仕事をすることができ、一人前に仕事ができるわけてはありませぬが、

それから、先輩の協力隊員のみなさんが心強い存在となっています。町のことを教えてくださった、町内の方々にも感謝をしています。

こうして私は、いろいろな人たちの助けを得て、津別町という素晴らしい所で日々を過ごしています。そして、こんな気持ちを保持つことのできる津別町を全国に発信できるように頑張ります。